金剛寺文書

五

850
26

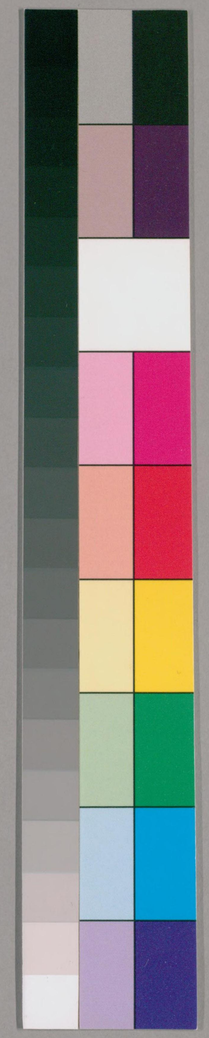

国立国会図書館　タイトル『金剛寺文書 3巻』 請求記号 850-26

ガラス使用

金剛寺文書

上之二

国立国会図書館　タイトル『金剛寺文書 3巻』 請求記号 850-26

ガラス使用

天下靜

国立国会図書館　タイトル『金剛寺文書 3巻』 請求記号 850-26

ガラス使用

事候者可被

精誠、若

天下泰平之祈禱之状如件

附箋
熙成王

文中元年四月廿八日 右衛門督

金剛寺之僧衆中

原紙薄墨

天下靜謐

国立国会図書館　タイトル『金剛寺文書 3巻』 請求記号 850-26

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『金剛寺文書 3巻』 請求記号 850-26

ガラス使用

原紙薄墨

国立国会図書館　タイトル『金剛寺文書 3巻』 請求記号 850-26

ガラス使用

照成之

国立国会図書館　タイトル『金剛寺文書 3巻』 請求記号 850-26

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『金剛寺文書 3巻』 請求記号 850-26

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『金剛寺文書 3巻』 請求記号 850-26

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『金剛寺文書 3巻』 請求記号 850-26

ガラス使用

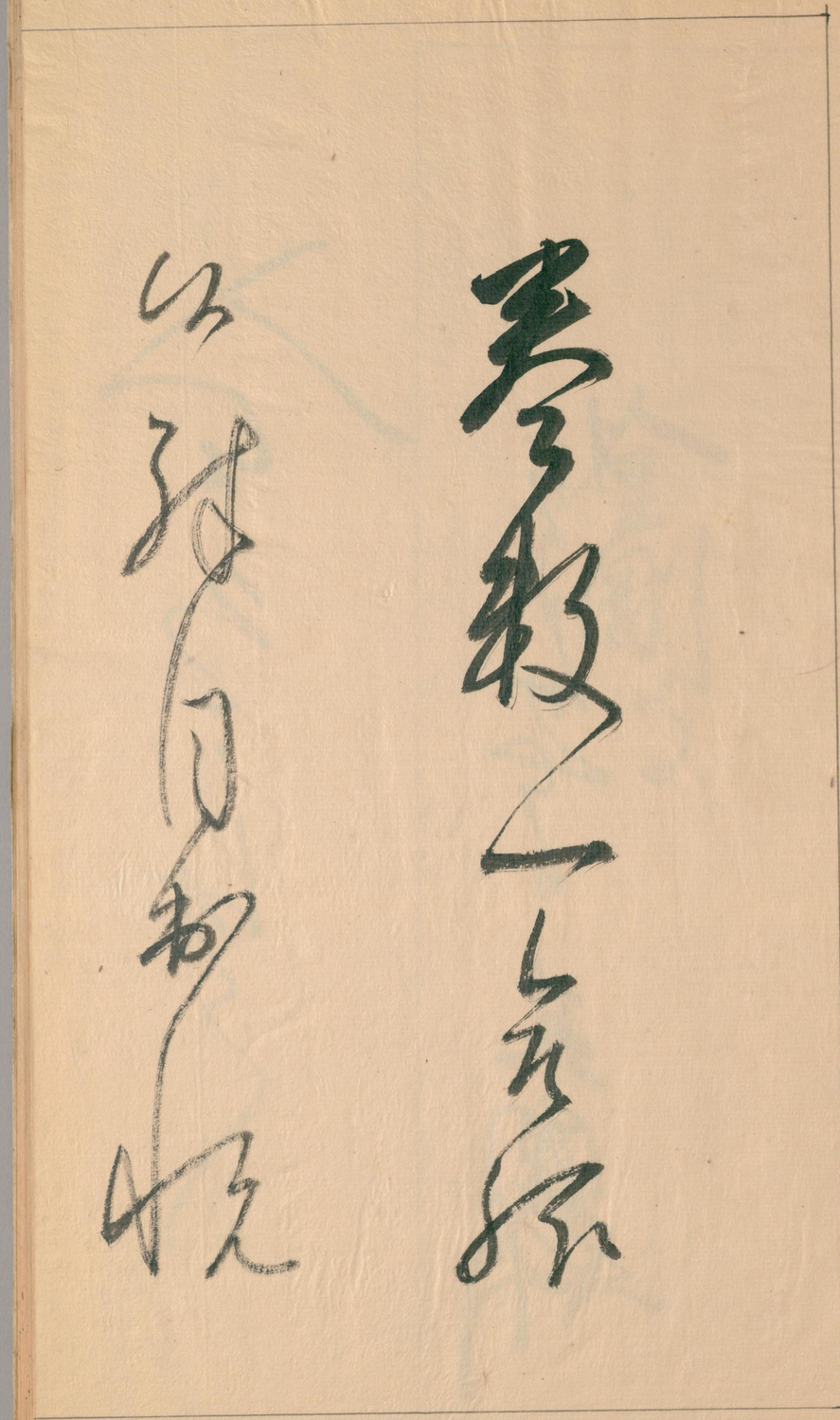

国立国会図書館　タイトル『金剛寺文書 3巻』 請求記号 850-26

ガラス使用

金剛寺

国立国会図書館　タイトル『金剛寺文書 3巻』 請求記号 850-26

ガラス使用

河内國金剛寺西座衆
等任建久并文永弘和
請文之旨可致其沙汰

国立国会図書館　タイトル『金剛寺文書 3巻』 請求記号 850-26
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『金剛寺文書 3巻』 請求記号 850-26

ガラス使用

奉寧進天野寺金堂庠廷前夜燈新田并畳文事

合田地壹段者本地子米貳斛伍斗也

在河内國錦部郡金剛寺領之内字畠田　世流布又号長田

四至傍示本在買券

一火燃之給分事

右本地子米貳斛伍斗此内先定油賣買取代米
其外餘分以所殘充恩給於受存私之依怙者三寶
年用之罪障夜燈闕失之重過於十佛前雜至穢
悔如何敢尓得免脫哉可怖可慎但不知道理之旨不
顧聖意之軍者隨御歎堂籠人奏可被改易燃
燈鑵人者也

一世人之意見事

右自惣寺或号公用不日借用新米或号大事臨時
借用質田若於如是等沙汰出來者成同心評定努力不可
有其儀之由堅可被禁制也尚堺佛意致非法之輩者可
處罪過也況為鎮将大師明神之神罰冥罰現世無冥加
後生堕惡道可恐々々顛無為無事如理運者旅々成
寺家興隆增々燿佛陁威光是故人法繁昌待法燈於三
會之曉天上下和睦期壽福於千佛之出世仍為後證録事

国立国会図書館　タイトル『金剛寺文書 3巻』 請求記号 850-26
ガラス使用

状望宜与善行之深収府中勿遺失矣

永享拾貳年

庚申 卯月廿二日阿闍梨賢蓮（花押）

都維那阿闍梨覺祐（花押）

寺主 阿闍梨隆盛（花押）

上座 權律師舜恵（花押）

學頭法印圓尒（花押）

金剛寺金胎寺

松御房返事

国立国会図書館　タイトル『金剛寺文書 3巻』 請求記号 850-26

ガラス使用

天野山金剛寺間事

右任代々　御判之旨被免

除之畢内田畠山野以下

所當雑物并國役除附

国立国会図書館　タイトル『金剛寺文書 3巻』 請求記号 850-26

ガラス使用

貞
綱

国立国会図書館　タイトル『金剛寺文書 3巻』 請求記号 850-26

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『金剛寺文書 3巻』 請求記号 850-26

ガラス使用

延徳二 年
永 就 家

事等之儀も一乗具之沙汰付候

諸役若猶於寺家国目以来

下知之由 業候御屋形可申之

旨候仍執達如件

明応八年六月二日　法橋[illegible]

河内国[illegible]

金剛寺衆徒御中

法橋[illegible]

河内國天野山金剛
寺領事
任
宣旨

国立国会図書館　タイトル『金剛寺文書 3巻』 請求記号 850-26
ガラス使用

院宣代々御判綸
旨状文之旨今於(?)條(?)四
至之内田畠山野已
下(?)不(?)寺家寄(?)物并國
役臨時雑事関所
猪(?)狩(?)人々禁断殺生

可被全寺家御領
知之由、依仰執達如件
正慶元(?)
十二月廿五(?)日　[illegible]（花押）
當寺三綱御中

河内国天野山金剛
寺領事、任 宣旨
院宣代々法判
并綸旨之旨、令
永代領掌之間国
衙山郷早不可為
官物并国役等

国立国会図書館　タイトル『金剛寺文書 3巻』 請求記号 850-26

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『金剛寺文書 3巻』 請求記号 850-26

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『金剛寺文書 3巻』 請求記号 850-26

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『金剛寺文書 3巻』 請求記号 850-26

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『金剛寺文書 3巻』 請求記号 850-26

ガラス使用

天文十八年

国立国会図書館　タイトル『金剛寺文書 3巻』 請求記号 850-26

ガラス使用

寺々御風儀ニ付
可然様ニ被思召候
於寺家ニも存知之
可被申之由、御意候
仏法之事ハ猶以御
下知相背ニ付而ハ
奏者ニて可遂入魂

猶、此者口上ニ申含候
委曲可申候、恐惶謹言
拾作
卯月十日　長数（花押）

金剛寺
年預坊
参人々

天文十八年

国立国会図書館　タイトル『金剛寺文書 3巻』 請求記号 850-26

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『金剛寺文書 3巻』 請求記号 850-26

ガラス使用

天文十八年

国立国会図書館　タイトル『金剛寺文書 3巻』 請求記号 850-26

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『金剛寺文書 3巻』 請求記号 850-26

ガラス使用

大永七

當寺領出海事

塩屋甚御注進

国立国会図書館　タイトル『金剛寺文書 3巻』 請求記号 850-26

ガラス使用

付而者以寺僧事之
節目前免除之訖
向後以此旨御祈禱之
懇之由被仰出候也
仍執達如件

大永七
十二月廿四日　宣通（花押）

寂雲（花押）

金剛寺

禁制

金剛寺

右丹生大明神浄地候条大事

於當所殺生之族可被処罪科者也

至迄堅令停止之訖若背制禁

族之違一、處罪科者也仍下知
如件
天文十年二月日
河内守(花押)

於金剛寺之縄
無残無緩者也

国立国会図書館　タイトル『金剛寺文書 3巻』 請求記号 850-26

ガラス使用

禁制　金剛寺

一 軍勢甲乙人乱妨狼藉事

一 剪採竹木付荒陣取事

一 相懸矢銭兵粮米事

国立国会図書館　タイトル『金剛寺文書 3巻』 請求記号 850-26

ガラス使用

右條々堅令停止訖若於
違犯之輩者速可被
處嚴科者也
仍執達如件

元祿八乙亥年
十月廿二日　山城守

左京亮

禁制

一軍勢甲乙人乱妨狼藉事

一芸採竹木付伐取事

金剛寺

国立国会図書館　タイトル『金剛寺文書 3巻』 請求記号 850-26

ガラス使用

一 相懸矢銭兵粮米事
右條々堅令停止了若於
違犯輩者速可被
處厳科者也仍下知如件

元禄八乙亥年
十月廿二日　山城守（花押）
左衛門尉（花押）

国立国会図書館　タイトル『金剛寺文書 3巻』 請求記号 850-26
ガラス使用

定　　金剛寺

一 老尾寺与当寺之事相押

以無縁不可有別儀事

一 乍人悉之事不可有之事

閏七月八　天文十六　天巳丑　慶長元ヶ

国立国会図書館　　タイトル『金剛寺文書 3巻』 請求記号 850-26

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『金剛寺文書 3巻』 請求記号 850-26

ガラス使用

河内國金剛寺領事

国立国会図書館　タイトル『金剛寺文書 3巻』 請求記号 850-26

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『金剛寺文書 3巻』 請求記号 850-26　　ガラス使用

大文字代

国立国会図書館　タイトル『金剛寺文書 3巻』 請求記号 850-26

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『金剛寺文書 3巻』 請求記号 850-26

ガラス使用

天文年代

国立国会図書館　タイトル『金剛寺文書 3巻』 請求記号 850-26

ガラス使用

永禄八

国立国会図書館　タイトル『金剛寺文書 3巻』 請求記号 850-26

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『金剛寺文書 3巻』 請求記号 850-26

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『金剛寺文書 3巻』 請求記号 850-26

ガラス使用

永禄八

国立国会図書館　タイトル『金剛寺文書 3巻』 請求記号 850-26

ガラス使用

850
26

2871

国立国会図書館　タイトル『金剛寺文書 3巻』 請求記号 850-26

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『金剛寺文書 3巻』 請求記号 850-26

ガラス使用